

# 議 事 録

第 7 回

東村農業委員会総会

令和元年 7 月 2 5 日

## 東村農業委員会総会議事録

1. 開催日時：令和元年7月25日(木) 午後13時50分～16時15分
2. 開催場所：東村役場 小会議室
3. 出席委員：農業委員（6人）

1番（会長）	肥 後 豊 光	2番（委員）	渡 邊 勉
3番（委員）	吉 元 博	5番（委員）	喜屋武 美恵子
6番（委員）	比 嘉 昌 太	7番（職務代理）	宮 城 善 則

### 農地利用最適化推進委員（5人）

金 城 良 信	宮 城 哲 也
親 泊 康 博	奥 本 弘 幸
外 間 一 功	

4. 欠席委員：なし
5. 議事録署名委員：6番 比嘉 昌太 7番 宮城 善則
6. 書 記：農業委員会事務局 久高将治
7. 議 案：報 告 事 項 農業委員会事務局職員の任免について  
議案第22号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第23号 農用地利用集積計画書(案)に係る意見決定について

議長 それでは、ただいまより、令和元年第7回東村農業委員会総会を開催致します。

会議の出席状況を報告致します。農業委員の出席者6名、欠席者0名です。よって、本日の会議は、会議規則第11条の規定により定足数に達しておりますので、会議は成立しております。

次に、会議規則第13条の規定により、本日の議事録署名委員に、6番比嘉委員と、7番宮城委員を指名します。

また、書記には、事務局の久高を指名します。お手元に配布していますように、本会議に提出されております案件は、報告事項が1件、議案第22号から議案第23号までの議案が2件となっております。

議長 それでは報告事項の農業委員会事務局職員の任免について、事務局から説明をお願いします。

事務局 説明致します。報告事項の農業委員会事務局職員の任免につきましては、令和元年7月1日付け東村職員の人事異動に伴い、農業委員会事務局職員が異動したことから、農業委員会等に関する法律第26条第3項の規定により、事務局長の仲嶺真文を6月30日付けで解任し、新たな事務局長に宮田健次を7月1日付けで会長より任命しております。以上で報告事項について説明を終わります。

議長 以上、事務局より説明の通りであります。質疑ありませんか。

(質疑なしの声あり)

議長 質疑なしとのことですのでお諮り致します。報告事項につきまして、異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 異議なしとのことです。報告事項について承認と致します。

(3条①)

議長 次に、議案第22号、農地法第3条の規定による許可申請の整理番号8について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案書のとおり、読み上げて説明する。(内容省略)

以上につきましては、字平良中原地内の農地の所有権移転に係るもので、譲受人は農地法第3条第2項各号には該当せず、営農計画ど

おり行えば、許可要件を満たすものと判断いたしました。  
従いまして事務局といたしましては可という意見決定で提案します。  
御審議よろしく申し上げます。

議 長 以上、事務局より説明の通りであります。質疑ありませんか。

(質疑なしの声あり)

議 長 質疑なしとのことでありますのでお諮り致します。議案第 22 号、  
農地法第 3 条の規定による許可申請の整理番号 8 について、討論を  
省略し、審議結果を可とすることに、異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしとのことでありますので、議案第 22 号、農地法第 3 条の  
規定による許可申請の整理番号 8 について、審議結果を可とすること  
に決定されました。

(3 条②)

議 長 次に、議案第 22 号、農地法第 3 条の規定による許可申請の  
整理番号 9 について、事務局から説明申し上げます。

事務局 議案書のとおり、読み上げて説明する。(内容省略)  
以上につきましては、字宮城宮城原地内の農地の所有権移転に係る  
もので、譲受人は農地法第 3 条第 2 項各号には該当せず、営農計画ど  
おり行えば、許可要件を満たすものと判断いたしました。  
従いまして事務局といたしましては可という意見決定で提案します。  
御審議よろしく申し上げます。

議 長 以上、事務局より説明の通りであります。質疑ありませんか。

(質疑なしの声あり)

議 長 質疑なしとのことでありますのでお諮り致します。議案第 22 号、  
農地法第 3 条の規定による許可申請の整理番号 9 について、討論を  
省略し、審議結果を可とすることに、異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしとのことでありますので、議案第 22 号、農地法第 3 条の

規定による許可申請の整理番号 9 について、審議結果を可とすることに決定されました。

(集積計画①)

議長 次に、議案第 23 号、農用地利用集積計画書(案)にかかる意見決定についての整理番号 8 について、事務局から説明お願い致します。

事務局 議案書のとおり、読み上げて説明する。(内容省略)  
以上につきましては、字川田中上原地内の農地の中間管理事業に係る賃貸借設定で、担い手への農地集積を目的とするものであり、基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たすものと判断いたしました。従いまして事務局といたしましては可という意見決定で提案致します。御審議よろしくお願い致します。

議長 以上、事務局より説明の通りであります。質疑ありませんか。

(質疑なしの声あり)

議長 質疑なしとのことですのでお諮り致します。議案第 23 号、農用地利用集積計画書(案)にかかる意見決定の整理番号 8 について、討論を省略し、審議結果を可とすることに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 異議なしとのことですので、議案第 23 号、農用地利用集積計画書(案)にかかる意見決定の整理番号 8 について、審議結果を可とすることに決定されました。

(集積計画②)

議長 次に、議案第 23 号、農用地利用集積計画書(案)にかかる意見決定についての整理番号 9 についてですが、5 番喜屋武委員が関係しておりますので、農業委員会等に関する法律第 31 条の議事参与の制限により、喜屋武委員の一時退席をお願い致します。暫時休憩致します。

(～喜屋武 退席～)

議長 再開いたします。  
それでは、議案第 23 号、農用地利用集積計画書(案)にかかる意見

決定についての整理番号 9 について、事務局から説明お願い致します。

事務局 議案書のとおり、読み上げて説明する。(内容省略)  
以上につきましては、字高江車原地内の農地の所有権移転による担い手への農地集積を目的とするもので、基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たすものと判断いたしました。従いまして事務局といたしましては可という意見決定で提案致します。  
御審議よろしくお願い致します。

議長 以上、事務局より説明の通りであります。質疑ありませんか。

(質疑なしの声あり)

議長 質疑なしとのことでありますのでお諮り致します。議案第 23 号、農用地利用集積計画書(案)にかかる意見決定の整理番号 9 について、討論を省略し、審議結果を可とすることに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 異議なしとのことでありますので、議案第 23 号、農用地利用集積計画書(案)にかかる意見決定の整理番号 9 について、審議結果を可とすることに決定されました。

議長 議事が終了しましたので、5 番喜屋武委員の入室を認めます。  
議長 暫時休憩致します。

(～ 喜屋武委員入室 ～)

(集積計画③)

議長 再開致します。  
次に、議案第 23 号、農用地利用集積計画書(案)に係る意見決定についての整理番号 10 についてですが、私が関係しておりますので、農業委員会等に関する法律第 31 条の議事参与の制限により、一時退席させていただきたいと思っております。  
また、その間の議事進行については、職務代理の宮城委員にお願いしたいと思います。

議長 暫時休憩致します。

(～肥後会長退席、宮城職務代理着席～)

職務代理 再開いたします。  
それでは、議案第 23 号、農用地利用集積計画書(案)にかかる意見決定についての整理番号 10 について、事務局から説明お願い致します。

事務局 議案書のとおり、読み上げて説明する。(内容省略)  
以上につきましては、字宮城美里原地内の農地の賃貸借設定による担い手への農地集積を目的とするもので、基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たすものと判断いたしました。従いまして事務局といたしましては可という意見決定で提案致します。  
御審議よろしくお願い致します。

職務代理 以上、事務局より説明の通りであります。質疑ありませんか。

(質疑なしの声あり)

職務代理 質疑なしとのことですのでお諮り致します。議案第 23 号、農用地利用集積計画書(案)にかかる意見決定についての整理番号 10 について、討論を省略し審議結果を可と決することに、異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

職務代理 異議なしとのことですので、議案第 23 号、農用地利用集積計画書(案)にかかる意見決定についての整理番号 10 について、審議結果を可とすることに決定されました。

職務代理 議事が終了しましたので、肥後会長の入室を認めます。  
暫時休憩致します。

(～肥後会長入室、宮城職務代理自席戻り～)

議 長 再開致します。  
議事進行ありがとうございました。

議 長 以上で本日の日程は全部終了いたしましたので、これをもちまして第 7 回東村農業委員会総会を閉会致します。皆さんお疲れ様でした。